

南宋前半期における王安石・新法評価をめぐって

—政治・学術・実践の角度から

晋

誼

An Evaluation of Wang Anshi and His Political Reforms
in the Early Southern Song Dynasty:
From the View of Politics, Scholarship, and Administration

JIN Yi

Abstract:

The Political Reformation of Wang Anshi in the northern Song dynasty had a far-reaching influence on the Sung society. In the early Southern Song dynasty, leading by the emperor Gaozong and his court, Wang Anshi and his New Policies was blamed for Northern Song's perdition. The official history, which was compiled from this political standpoint, basically decided the official historical materials of Wang Anshi and his reform. In the middle Southern Song dynasty, the scholars such as Zhu Xi and Lu Jiuyuan began to reflect and criticize more profoundly on Wang Anshi and his theory and New Policies. At the same time, the officials who participated in the local administration also established a deeper understanding of some measures of Wang An-shi's New Policies. Therefore, from the early to middle Southern Song dynasty, the evaluation and rethinking on Wang Anshi's New Theory and the New Policies had great changes, which was the result of the interweaving of multiple factors such as the political environment, the construction of scholarism and practical rationality.

Keywords: 王安石新法、南宋、宋高宗

はじめに

王安石新法は北宋の歴史における重要な改革運動であり、政治・経済・学術など様々な面で宋代社会に深い影響を及ぼした。靖康の変の直後、南宋朝廷は国を失った衝撃の下に、北宋の歴史に対して深刻な反省を行ったが、その結果、高宗と朝廷は国の禍を王安石と新法の責任とし、反王安石の政治立場が主流となった。高宗とその臣下が王安石を批判したばかりか、その政治立場は経筵・科挙、孔子廟・神宗廟の配享などの問題にも反映している。この状況で『神宗実録』も改修され、これによって王安石と新法に関する正式史料がおおむね定着した。また、士人が創作した筆記の一部もこうした政府輿論と合流し、反王安石の力となった。

南宋中期になると、初期の一部の学者が極端に王安石を批判したのに対し、朱熹・陸九淵に代表される学者は王安石の新学・新法に対してより深い思考と批判を行い、国を失った責任を王安石に帰するという単純な見方は弱まってきた。また、地方行政の実践を通して、南宋官僚は新法の具体的政策に対する認識も深化させていった。

このように、南宋初期から中期までの王安石の新法に対する評価は政治的環境、学術体系の構築、行政の実践など複雑な原因によって徐々に変化を遂げたと思われる。そこで、本稿は先行研究の整理の上で、政治・学術・実践という三つの角度により、南宋初期から中期までの王安石評価を考察していきたい。

一、中央政治の角度から

靖康元年（1127）閏十一月、北宋の都開封は金に攻め落とされた。翌年五月一日、高宗は南京の応天府で即位し、南宋の歴史が始まった。政権の成立初期に、高宗をはじめとする南宋朝廷は政権の安定のために金との戦争を停止することを求めつつ、国を失った苦痛から深刻な反省を行った。

呂中『宋大事記講義』によれば、靖康元年二月から十二月まで、多くの官僚が新法党と旧法党の是非問題をめぐって激しく争っていた。朝廷はそれを言い訳にして反撃の時機を見逃し、軍事を怠り、やがて敗戦を招いたという¹⁾。しかし、南宋朝廷はここから教訓を得ようとせず、引き続き王安石と新法党に批判を加えていた。

建炎三年（1129）六月、趙鼎は「自熙寧間王安石用事、肆為紛更、祖宗之法掃地而生民始病。至崇寧初、蔡京托名紹述、尽祖安石之政、以致大患」²⁾と進言し、国の惨禍を蔡京の罪とし、ひ

1) 呂中『宋大事記講義』第二十三卷（文淵閣四庫全書本）11頁 a-b。

2) 李心伝『建炎以来系年要録』第二十四卷（中華書局、1988年）494頁。

いては王安石にまで遡らせた。同年閏八月、胡寅が「王安石以佛老之似乱周公之実、絶滅史学、倡説虚無、以同天下之習、其習既同、於今五十年、士以空言相高、而不適於实用、以行事為粗迹、曰不足道也。其或蹈規矩、守廉隅、稍異于衆、則群嘲而族籠之、以為異類、紛紛肆行、以至敗国、二帝屈辱、羿莽擅朝、以為是適然耳」³⁾と上書し、王安石の学術を批判するのみならず、それを靖康の変を惹起した遠因と見なした。さらに、紹興元年（1131）七月、高宗は沈与求と「王安石之罪在行新法」について議論した。沈与求は「人臣立朝、未論行事之是非、先觀心術之邪正。揚雄名世大儒、乃為劇秦美新之文。馮道左右売国、得罪万世、而安石於漢則取雄、於五代則取道、是其心術已不正矣。施之学術、悉為曲説、以惑乱天下士俗、委靡節義、凋喪馴致、靖康之禍、皆由此也」⁴⁾と答え、王安石に対する批判を「心術」のレベルまで深めるに至った。

上述のように、この時期高宗本人が反新法的な姿勢をとっていただけでなく、その臣僚たちも様々な角度から王安石を批判し、新法を靖康の変の原因として清算しようとしていたのである。以下、具体的にトレースしてみよう。

1. 經筵講学

宋代の經筵は学術と政治が交錯する重要な場である。皇帝は經学の学習によって思想的理解と権威を築き、儒者は講学によって皇帝に自己の考えを紹介するとともに、できるだけ門人を推薦し、みずからの学派に対する支持を求める。經筵制度は南宋になっても続いたが、その侍講・侍読官の任命と講学は反王安石的な政治立場に終始しており、学術傾向の主流を反映している。

建炎二年（1128）三月、高宗は揚州で初めて經筵を開いた。当時の侍読官は周武仲、朱勝非であり、侍講は王賓、楊時であった。楊時は二程の弟子で、確固たる立場で王安石に反対する学者として有名であった。講学の内容は『論語』と『資治通鑑』であった。朱勝非は上書で「陛下每称司馬光、度聖意有恨不同時之嘆」⁵⁾と言及し、王安石の政敵の司馬光が高宗の称賛を得たことを示した。

政局が安定してきた紹興年間、經筵が再開した時に、高宗の興味は『春秋』に移った。紹興元年（1131）十一月、胡安国は秦檜の紹介で中書舍人兼侍講に任命され、翌年に兼侍読となり、『春秋』の講学を命じられた。高宗は『春秋』学を好んで胡安国に『春秋伝』を著させ、それを座右に置いた。胡安国は『春秋伝』の序略で「近世推隆王氏新説、按為国是。独於『春秋』、貢拳不以取士、庠序不以設官、經筵不以進読、断国論者無以折衷、天下不知所適、人欲日長、天理日銷、其効使夷狄乱華、莫之遏也」⁶⁾と述べている。そもそも王安石は『春秋』学を好まず、

3) 李心伝、前掲注2、第二十七卷、544頁。

4) 李心伝、前掲注2、第四十六卷、831頁。

5) 李心伝、前掲注2、第十四卷、297頁。

6) 馬端臨『文献通考』第一百八十三卷（中華書局、2011年）5403頁。

『春秋』を「断爛朝報」と見なしたという噂があるほどで、熙寧年間『春秋』を学官から廃したこともあった。序略から見れば、『春秋』学への尊崇は反王安石的な政治立場に合致していたことがわかる。

胡安国が就任直後に經学家の朱震を推薦したのを手始めに、經筵において洛学士人を推薦する気風が開かれた。紹興四年（1134）、洛学に私淑していた趙鼎が宰相となり、情勢は洛学に有利になってきた。同年、范冲は程頤の弟子の尹焞を推薦した。翌年、趙鼎の推薦で高宗が侍講の朱震、范冲に命じて『春秋左氏伝』を講じさせた⁷⁾。紹興八年の經筵では、「侍読曾開読『三朝宝訓』、侍講吳表臣講『孟子』、張九成講『春秋』、呂本中講『左氏伝』、崇政殿說書尹焞講『尚書』」⁸⁾であったとされるが、ここにいう尹焞以外に、吳・張・呂三人も洛学に関わりがある。紹興六年、孫近、劉大中を侍読・侍講官に任命する制には「概念熙寧以來、王氏之学行六十余年、邪說横興、正途壅塞、学士、大夫心術大壞、陵夷至于今日之禍、有不忍言者」⁹⁾という語があり、王安石の新学を貶する傾向をはっきりと表している。このほか、經筵以外の職位でも洛学人士が推薦された。たとえば紹興四年、朱震、胡安国、尹焞が布衣であった程頤の弟子王蘋を推薦すると、高宗はこれを称賛し、進士出身と除秘書省正字の職位を賜った¹⁰⁾。

高宗朝以降、經筵の反王安石立場と經学・歴史に関わる講学内容は引き継がれていった。政局の浮き沈みの中で、洛学の門人は学派の影響力を拡大するために努力し続ける。經筵は学派が競争する重要な場であり、皇帝が政治の方向を示す手段にもなっていた。

2. 修史事業

高宗は即位の翌日『神宗実録』の改修を命ずる詔を下し、そこに「宣仁聖烈皇后保佑哲宗、有安社稷大功。奸臣懷私、汚蔑聖徳、著在史冊、可令国史院差官摭實刊修、播告天下」¹¹⁾という。実録は前代の皇帝を中心とする編年体史書であり、政府が編纂し、宋代の国史編纂における重要な基礎資料となる。『神宗実録』には王安石変法に関する内容が記載されているので、その編纂は党争と深く関わる複雑な問題となった。高宗は元祐太后の支持により皇位を継承できたが、元祐太后は元祐年間、宣仁太后の意によって哲宗の皇后となり、蔡京の執政時に廃された。それゆえ、高宗の皇位の合法性は元祐太后・宣仁太后に繋がっている¹²⁾。その上、高宗は国を失った罪を王安石と新法党に帰したため、紹聖年間に編纂され、新法を美化する傾向のある『神宗実録』に納得できなかったのも当然であろう。

『神宗実録』の改修が実際に始まったのは紹興四年であった。同年八月、高宗に謁見した宗正

7) 李心伝、前掲注2、第八十七巻、1437頁。

8) 李心伝、前掲注2、第一百二十一巻、1960頁。

9) 李心伝、前掲注2、第九十七巻、1605頁。

10) 王蘋については、小笠智章「王蘋の生涯と師承」（『中国思想史研究』第22号、1999年）87-116頁参照。

11) 李心伝、前掲注2、第五巻、117頁。

12) 高紀春「宋高宗初年の王安石批判与洛学之興」（『中州学刊』第1号、1996年）141-142頁。

少卿兼直史館范冲は改修について議論した。范冲が「王安石自任已見、非毀前人、尽變祖宗法度、上誤神宗皇帝、天下之乱実兆於安石此、皆非神祖之意」と指摘すると、高宗は「極是、朕最愛元祐」と賛同した。改修の方針について、范冲は「惟是直書安石之罪、則神宗成功盛德、煥然明白」と述べ、さらに二人が王安石の奸悪さについても次のように討論した。

上又論王安石之奸、曰「至今猶有說安石是者、近日有人要行安石法度、不知人情何故、直至如此」。

冲対「昔程頤嘗問臣安石為害於天下者何事、臣対以新法、頤曰、不然、新法之為害未為甚、有一人能改之即已矣、安石心術不正為害最大、蓋已壞了天下人心術、將不可變、臣初未以為然、其後乃知安石順其利欲之心、使人迷其常性、久而不自知……今之背君父之恩、投拜而為盜賊者、皆合於安石之意、此所謂壞天下人心術」。

上曰「安石至今猶封王、豈可尚存王爵」¹³⁾。

この時の改修は「旧文以墨、新修以朱、刪出以黄」¹⁴⁾の体例を用い、紹興六年正月に完成した。また、范冲は『考異』の書を著し、取捨の理由について説明している。こうした謹厳な方法によって旧版の実録も保存されはしたが、以上の対話から見ると、この改修には王安石に対する偏見が強く存在している。この実録は現在すでに散佚したが、胡昭曦が『続資治通鑑長編』から輯佚し、紹興版『実録』には紹聖版と違って、政見の差異により取捨された条目が幾つかあることが判明している¹⁵⁾。

紹興六年(1136)十二月、趙鼎は宰相を辞任し、張浚が宰相となった。張浚は洛学を好まず、『神宗実録』の反王安石の傾向を修正しようとしたが、その作業が終わる前に趙鼎が相位に戻り、『神宗実録』の最終回の改修を行った¹⁶⁾。また、孝宗の乾道四年(1168)から編纂を始めた『四朝国史』の神宗朝部分は紹興版の『実録』を底本とした。その後、元代になると、この反新法党的傾向はさらに国史を通して『宋史』に継承され、王安石の正史におけるイメージが定着することになった¹⁷⁾。

3. 配享問題

紹聖元年(1094)、王安石の功績を表彰するため、哲宗は王安石を神宗の廟庭に配享した。崇寧三年(1104)、蔡京の執政していた時代には、王安石は孔子廟に配享され、さらに政和三年(1113)、

13) 李心伝、前掲注2、第七十九卷、1289-1290頁。

14) 李心伝、前掲注2、第九十三卷、1547頁。

15) 胡昭曦「宋『神宗実録』朱墨本輯佚簡論」(『四川大学学報(哲学社会科学版)』第1号、1979年)71-78頁。

16) 謝貴安『宋実録研究』(上海古籍出版社、2013年)57-64頁、155-164頁参照。

17) 蔡崇榜『宋代修史制度研究』(文津出版社、1991年)126-137頁。

王安石は舒王に追封された¹⁸⁾。靖康元年(1126)の春、金軍が汴京を包囲した時、この失敗を蔡京の責任とし、ひいては王安石に遡らせる議論が現れた。この時、譚世勳は王安石の二廟での配享の撤廃を提案したが、採用されなかった。同年の五月三日、楊時は再びこれを請うて次のように上書した。

臣伏見蔡京用事二十余年、蠹国害民、幾危宗社、人所切齒、而論其罪者、曾莫知其所本也。蓋京以繼述神宗為名、実挟王安石以図身利、故推尊安石、以王爵配享孔子廟庭。而京之所為、自謂得安石之意、使人無得而議……然則致今日之禍者、実安石有以啓之也。……臣伏望睿断王安石學術之謬、追奪王爵、明詔中外毀去配享之像、使邪說淫辭不為學者之惑、実天下万世之幸¹⁹⁾。

この請願によって王安石は孔子廟で配享から従祀に降格したが、爵位と神宗廟における配享が保留されたことについて、建炎三年、趙鼎が「自熙寧間王安石用事、肆為紛更、祖宗之法掃地而生民始病。至崇寧初、蔡京托名紹述、尽祖安石之政、以致大患。今安石猶配饗廟庭、而京之党未族、臣謂時政之闕、無大於此、何以收人心而召和氣哉」²⁰⁾と上書したため、高宗はそれに賛成し、神宗廟での配享を撤廃した。また、前に触れた紹興四年における范冲との面会の後、高宗は「追王安石舒王、告毀抹」²¹⁾という詔を下した。

孔子廟の王安石従祀は論争を伴いつつ、理宗の淳祐元年(1241)まで持続した。程元敏の考証によると、高宗は「右文之君」であり、王安石の諡号を保留すべきだと考えていたので、当時の群臣は孔子廟の従祀には反対しなかった。しかし、孝宗の乾道・淳熙年間から理学が隆盛し、洛学の門人が王安石父子を強烈に排斥するとともに、周子・程子たちを孔子廟の従祀に加えようと努力したが、それはなお実現しなかった²²⁾。乾道四年(1168)十二月、魏揆之が宰相に「王安石父子以邪說惑主、聽溺人心、馴致禍乱、不応祀典。而河南程氏兄弟唱明絶学、以幸来今、其功為大。請言於上、廢安石父子勿祀、追爵程氏兄弟、使從食」と進言したものの、受け入れられなかっただけでなく、その後も「疏尽言以諫、至三四上、皆不見省」²³⁾という状況であった。淳熙三年(1176)には吏部侍郎の趙粹中が王安石の孔子廟従祀の撤廃を提案したが、孝

18) 王安石の配享については、程元敏『三經新義輯考彙評(上)』(華東師範大学出版社、2011年)377-388頁、井澤耕一「王安石学派の興隆と衰退—蔡卞と秦檜—」(『日本中国学会報』第56集、2004年)113-116頁参照。

19) 趙汝愚輯『国朝諸臣奏議』第八十三卷(宋淳祐刻元明遞修本)6頁b-7頁b。

20) 李心伝、前掲注2、第二十四卷、494頁。

21) 李心伝、前掲注2、第七十九卷、1296頁。

22) 程元敏、前掲注18、401-410頁。

23) 『皇宋中興兩朝聖政』第四十七卷(清嘉慶宛委別藏本)12頁a-b。

宗は「輔臣言安石前後毀譽不同、其文章亦何可掩」²⁴⁾と拒絶した。

高宗朝から寧宗朝まで、洛学の門人の要請が受け入れられなかった原因は多面的である。靖康元年、楊時の上書は御史中丞の陳過廷によって「矯枉太過、複詆王氏、以為邪説、此又非也」と指摘された。また、当時王安石の学を学習していた学生は楊時を「群起而詆訾之」したため、楊時は「引避不出」の事態となったという²⁵⁾。これらの現象から見れば、当時王学を邪説と見なしていたのは一部の洛学人士に限られており、王学を擁護した士人もまだ大勢いたことがわかる。この状況下で王学の地位を動揺させることが難しかったことはいうまでもない。また、金春峰は和戦問題の視点から、高宗と孝宗は当時北伐が不可能だと判断していたので主戦論を力説する道学人士を疎んだこと、寧宗朝になると趙汝愚をはじめとする「道学集団」は皇帝に脅威を感じさせ、皇権と道学は緊張関係にあったことを指摘している²⁶⁾。こうした政治的な角度から見れば、朝廷が王安石の従祀を廃するという提案を棚上げにしたことも理解できよう。

4. 科举改革

王安石は熙寧四年（1071）に科举制度を改革して、「罷詩賦、帖經、墨義、士各占治『易』『詩』『書』『周礼』『礼記』一經、兼『論語』『孟子』」²⁷⁾とし、さらに三舍法を創立した。その後、『三經新義』『字説』も刊行され、科举教材の主流となった。これらの政策は元祐年間で司馬光に廃止されたが、後に哲宗朝において復活した。

建炎二年（1128）五月、高宗は「後挙科場講元祐詩賦經術兼取之制」、「習詩賦举人不兼經義、經義人止習一經」という詔を下し、王綱の「經義当用古注、不專取王氏説」²⁸⁾という提案も採用された。この政策は当然反新法的な立場を示すものであるが、近藤一成はそれは元祐の禁の如く厳密な禁止令ではないことを指摘し、『三經新義』を学んだ大量の士人に混乱を起こさせまいとする配慮がはたらいたのが原因であったと推測した²⁹⁾。朱熹の時代になっても、三舍士人は変わらず「守得荆公学甚固」³⁰⁾であったという。

一方、高宗は史学に対する重視と經義・詩賦という両科のバランスをとるため、何度も科举制度を改革した。このほか、その時の宰相の立場によって、科举で優位を占める学説も変化していた。たとえば、趙鼎の執政時代には洛学人士が大量に登用されたが、秦檜の執政時代になると、洛学は排斥された。しかし、王学を好むと言われていた秦檜でさえ公然と王安石を称賛

24) 李心伝『建炎以来朝野雜記』乙集卷四（中華書局、2000年）。

25) 脱脱『宋史』第一百五十五卷（中華書局、1985年）3669頁。

26) 金春峰「宋代的『学派』与『政派』—從『紹興学禁』到『慶元党禁』」（『湖南科技学院学报』第3号、2007年）1-12頁。

27) 脱脱、前掲注25、第一百五十五卷、3618頁。

28) 李心伝、前掲注2、第十五卷、316頁。

29) 近藤一成「南宋初期の王安石评价について」（『東洋史研究』第38卷第3号、1979年）355頁。

30) 黎靖徳輯『朱子語類』第一百三十卷（中華書局、1986年）3099頁。

する記録は見出せない³¹⁾。

総じていえば、高宗の反王安石的政治立場と史学重視の傾向の影響により、南宋の科挙は王安石の科挙改革と王学に対抗する色彩を強くした。しかし、現実面における配慮のため、王学は厳禁されず、熙寧年間の試策を殿試の唯一の内容とする制度も受け継がれていったのである。

5. 南宋筆記

宋代の士人には筆記を作る風潮がある。筆記の数は多く、『全宋筆記』プロジェクトの統計によれば約五百種にのぼり、宋代文献の一部として重要な史料価値を持っている。南宋の筆記には王安石とその变法についての内容が多く記されているので、その記載から当時の士人の王安石に対する認識を窺うことができると考えられる。

王安石の宋代筆記におけるイメージについては、すでに詳細な考察が行われてきた。李華瑞は王安石に対する態度によって筆記の作者を五つの種類に分け、総じて王安石の反対者の方が多いと指摘した³²⁾。程国賦は筆記作者が自身の党派を支持するために、党争に関する事実を歪曲するなど様々な手法を用いていることにつき考察している³³⁾。

また、特定の筆記を取り上げて、王安石に対する記述・評論を考察する研究もある。葉菁は『邵氏聞見録』に載せられた「辨奸論」を中心に考察し、この論の作者は南宋の政治世論の下で王安石を批判するために事実を虚構したという³⁴⁾。ちなみに「辨奸論」の真偽問題は従来論争があり、いまだ定説に達していない³⁵⁾。顧宏義は緻密な考証によって『邵氏聞見録』の王安石に関する記載の幾つかの誤りを指摘した。邢蕊傑・阮怡は陸游『老学庵筆記』の王安石に関する記載について考察している³⁶⁾。

南宋においては、朝廷の政治立場と同じく、筆記の創作と伝播においても反王安石的な意見が主流であり、士人の私的な創作が公的な立場とが合流して反王安石の力となったのである。

31) 何湘妃「從南宋高宗時代重修神哲二宗實録看王安石評價的轉變過程」(『食貨月刊』第7号、1987年)313頁。

32) 李華瑞『王安石变法研究史』(人民出版社、2004年)173-176頁。

33) 程国賦「北宋新旧党争影響下的筆記小説創作」(『陝西師範大學學報(哲学社会科学版)』第六号、2016年)25-32頁。

34) 葉菁「『邵氏聞見録』与南宋初年政治——以其中有关王安石的記叙為討論中心」(『暨南學報(哲学社会科学版)』第8号、2016年)19-26頁。

35) 王昊「近五十年来『辨奸論』真偽問題研究述評」(『社会科学戰線』第一号、2002年)261-264頁。

36) 邢蕊杰「王安石形象『翻案』与士人歷史意識書写——以陸游『老学庵筆記』為中心」(『福州大學學報(哲学社会科学版)』第6号、2017年)7-12頁。阮怡「新歷史主義視野下的王安石形象的書写——以『老学庵筆記』与『四明尊堯集』為例」(『江西科技師範大學學報』、第4号、2016年)111-116頁。

二、学術の角度から

政治的角度以外に、南宋の学者は学術の角度からも王安石の変法と新学を論じた。南宋初期、洛学の門人は王安石の新学を主要な批判対象と見なし、その勢力を弱めることによって自身の学術の地位を高めようとしていた。学派の争いに伴い、南宋中期になると、学者の王安石新法・新学に対する思考も深まっていった。

1. 南宋前期の学者の王安石批判

理学は形成の初めから王学という強大なライバルと共存していた。程頤は「然在今日、程氏却未消理会、大患者却是介甫之学」³⁷⁾と言い、王安石新学を主要な批判対象と見なした。この傾向は門人に受け継がれ、南宋になると、洛学の学者は朝廷の反王安石の基調を利用し、理学の立場から王安石と新学を批判した。

「程門四先生」の中で、楊時だけが南宋まで生き、洛学の伝承にとって重要な人物となった³⁸⁾。彼は王安石新学に詳しく、王学批判、および洛学支持のために生涯をかけた。晩年の楊時は『三経義辨』、『神宗日録辨』、『王氏字説辨』という新学を標的にした三つの著作を著した。高宗は『三経義辨』を読んで「甚当理」、「以『三経義解』観之、具見安石穿鑿」³⁹⁾と称賛した。夏長朴は楊時の王安石批判を五つの角度に分け、詳しく考察している⁴⁰⁾。蔣義斌は楊時が排仏と反王安石を初めて結合させ、この思想は洛学の後学に受け継がれていったと指摘した⁴¹⁾。

楊時の門人もその反王安石の思想を受け継いだ。紹興五年（1135）三月、王居正はみずからの著作『辨学』七巻を高宗に献上した。この著作は王安石父子の学説を「不合於道」として詳細に批判したものである。また、王居正は高宗に「臣聞陛下深惡安石之学久矣、不識聖心灼見其弊安在」と問い、高宗は「安石之学、雜以伯道、取商鞅富国強兵。今日之禍、人徒知蔡京、王黼之罪、而不知天下之乱生于安石」と答えたが、王居正はさらに「然安石所学得罪于万世者、不止此。因為上陳安石訓積経義、無父無君者一二事」⁴²⁾とその批判を深化させた。『宋史』王居正伝の記述によると、楊時の『三経義辨』と王居正の『辨学』が完成した以後、「天下遂不復言

37) 「河南程氏遺書」巻二上、程頤・程頤『二程集』（中華書局、1981年）38頁。

38) 土田健次郎「楊時の立場」（『日本中国学会報』第33集、1981年）71-86頁参照。

39) 脱脱、前掲注25、11629頁。

40) 夏長朴「『安石力学而不知道』—楊時評王安石新学」（『中国学術思想論叢—何佑森先生紀念論文集』大安出版社、2009年）121-151頁。

41) 蔣義斌『儒積調和論及排仏論之演進：王安石之融通仏積及程朱学派之排仏反王』（台北商務印書館、1988年）。

42) 李心伝、前掲注2、第八十七卷、1459頁。

王氏学⁴³⁾の局面が生じたという。

紹興年間、高宗の寵愛を受けた胡安国は『春秋伝』という名著を著したが、これは第一章で述べたように、王安石と新学に反対する立場から作った書である。さらに安国の長子胡寅は楊時の弟子であり、王安石を「以仏老之似、乱周公之実⁴⁴⁾」と批判した。次子の胡宏は理学の立場から王安石の経学を批判するばかりか、『周礼』は偽書だと力説した⁴⁵⁾。

理学者たちと違って、史学者の李燾の王安石に対する認識は主に主著の『続資治通鑑長編』に間接的に現れている。李燾は反王安石の態度を取っており、「恥読王氏書」というだけでなく、淳熙四年には王安石父子の孔子廟配享を撤廃すべきだと主張した⁴⁶⁾。

『続資治通鑑長編』において、李燾の王安石に対する態度は神宗朝部分の史料取捨から窺うことができるが、特に元祐・紹聖・紹興という三つの版本の『神宗実録』（李燾は「墨本」・「朱本」・「新本」と略称する⁴⁷⁾）に対する取捨が重要である。胡昭曦は輯佚を通して、墨本・朱本が齟齬した場合、李燾が墨本を選択することが多いことを明らかにした⁴⁸⁾。燕永成の研究によれば、『長編』の神宗朝の部分では、朱本が変法に関する記事を補足する時にしか使われないのに対し、正文は主に墨本の内容を採用したという。また、王安石が熙寧年間に記した君臣の会話の記録『日録』は『長編』に参考されているが、孔学の研究によれば、李燾はこの書を信用せず、批判的態度を抱いていた⁴⁹⁾。また、李華瑞は『長編』における史料取捨と注における評論から、李燾は王安石変法の全貌を描くことによって国の禍の原因を明らかにするとともに、変法が神宗の本意ではなかったことを証明しようとしていたことを見出している⁵⁰⁾。

2. 南宋中期の学者の王安石に対する再認識

高宗初年の王安石批判の思潮は激烈であったが、孝宗朝以降になると、学者たちのこの問題に対する考え方も冷静なものになっていった。王学と新法党の影響力の弱体化に従って、学者の新学に対する思考が深まっていき、より客観的な王安石評価も現れたのである。

(1) 朱熹の王安石評価

朱熹は程頤の学を受け継いでいるが、楊時とその弟子のほど極端に王安石に反対してはいな

43) 脱脱、前掲注25、第三八一巻、11737頁。

44) 李心伝、前掲注2、第二十七巻、544頁。

45) 蔡方鹿「胡宏对王安石経説及『周礼』的批評」(『中国社会科学院研究生院学报』第7号、2008年) 29-34頁参照。

46) 脱脱、前掲注25、第三百八十八巻、11914頁。

47) 黄漢超「宋神宗実録前後改修之分析(下)」(『新亚学报』第7巻第2号、1966年) 157-195頁。

48) 胡昭曦、前掲注15、71-78頁参照。

49) 孔学「王安石『日録』与『神宗実録』」(『史学史研究』第4号、2002年) 45-46頁。

50) 李華瑞、前掲注32、114-149頁。

かった。青年期の朱熹は新学よりも蘇軾の蜀学を激しく批判した。隆興二年（1164）、朱熹は書信で新学と蜀学に対する認識を次のように述べている。

至於王氏、蘇氏、則皆以仙老為聖人，既不純乎儒者之学矣、非惡其如此、特於此可驗其於吾儒之学無所得。而王氏支離穿鑿、尤無義味、至於甚者、幾類俳優。本不足以惑衆、徒以一時取合人主、假利勢以行之、至於已甚、故特為諸老先生之所排詆。在今日則勢窮禍極、故其失人人得見之。至若蘇氏之言……非王氏之比也。然語道学則迷大本、論事实則尚權謀、銜浮華、忘本實、貴通達、賤名檢、此其害天理、乱人心、妨道術、敗風教、亦豈盡出王氏之下也哉？……蓋王氏之学雖談空虛而無精彩、雖急功利而少機變、其極也陋、如薛昂之徒而已。蔡京雖名推尊王氏、然其淫侈縱恣、所以敗乱天下者、不盡出於金陵也。若蘇氏、則其律身已不若荆公之嚴、其為術要未忘功利而詭秘過之⁵¹⁾。

以上から見ると、朱熹は新学を批判したものの、新学はすでに「諸老先生」に批判されて衰えていたため、蜀学に攻撃の重心を置いた。王安石本人に対しても、自身を厳しく律する点を肯定している。また、朱熹は王安石の經学も部分的に是認しており、「『王氏「新經」盡有好處、蓋其極平生心力、豈無見得著處？』因举書中改古注点句数處、云『皆如此讀得好。此等文字、某嘗欲看一過、與摭撮其好者而未暇』⁵²⁾という発言もある。朱熹の有名な文章「学校貢举私議」では科挙で出題する經典は諸家の注疏を併用すべきだと述べた際、そこに挙げた『易』・『書』・『詩』・『周礼』の注の中には王安石の名も挙げられている⁵³⁾。

熙寧五年（1072）、王安石の指揮のもとで、僖祖が太廟の始祖となった。しかし、この問題をめぐる論争は南宋になっても終わらなかった。紹熙五年（1194）、孝宗の祧廟問題によって、また争いが起こった。趙汝愚、陳傅良等は太祖を始祖にすべきだと主張するが、朱熹は「祧廟議狀」を献上し、王安石と同じ意見を主張した⁵⁴⁾。熙寧の論争に言及した際、朱熹は王安石を惜しみなく称赞して「今日偶見韓持国廟議、都不成文字！元祐諸賢文字大率如此……只看王介甫廟議是甚麼様文字！他只是数句便說盡、更移動不得、是甚麼様精神！這幾個如何當得他！伊川最說得公道、云『介甫所見、終是高於世俗之儒』⁵⁵⁾と言っている。

朱熹晩年の文章「読兩陳諫議遺墨」（1199年）は陳師錫・陳瓘の王安石批判について検討したものである。陳師錫は王安石の罪を「祖宗之法」を変更し、『春秋』を廃し、「刑名度数」を学

51) 朱熹『晦庵先生朱文公文集』第三十卷（四部叢刊景明嘉靖本）7頁b-9頁b。

52) 黎靖德輯、前掲注30、第一三〇卷、3099頁。

53) 朱熹、前掲注51、第六十九卷参照。

54) 紹熙五年の太廟始祖の争いについては、張煥君「宋代太廟中的始祖之爭——以紹熙五年為中心」（『中国文化研究』夏号、2006年）48-56頁、吾妻重二「朱熹的中央權力批判」（吾妻『朱子学的新研究』商務印書館、2017年）329-334頁参照。

55) 黎靖德輯、前掲注30、第一百七卷、2664頁。

の本とし、仏教の説を用いて經典を解釈した等と列挙したが、朱熹はそれを認めつつも、王安石の「受病之源」は「為人質雖清介、而器本偏狹、志雖高遠、而学実凡近」、「挾以為高、足已自聖、不復知以格物致知、克己復礼為事、而勉求其所未至、以增益其所不能」⁵⁶⁾と指摘した。朱熹の認識では、王安石の根本的な誤りは「内聖」の工夫を軽視することにあつた⁵⁷⁾。また吾妻重二は朱熹が周惇頤文集編纂の際、周惇頤の姻戚で新法推進者であつた蒲宗孟の記述を削除していたことを指摘している⁵⁸⁾。

要するに、朱熹は王安石の人格、経学などを部分的に称賛したが、つまるところ新法と新学に批判な態度をとっていた。また、この態度は朱熹の史学にも見える。顧宏義は朱熹『三朝名臣言行録』の王安石部分の引用文献について考証を行った結果、他の部分と違って伝主の王安石とその親戚や友人の文章をさほど引用せず、逆に彼の反対者の批判文を引用することが多いことを明らかにした⁵⁹⁾。

(2) 陸九淵の王安石評価

陸九淵の王安石評価は主に淳熙十五年（1188）に書かれた「荆国王文公祠堂記」に表れている。この文章は王安石の人格を高く評価し、「公之所蔽、則有之矣、何至如三公之言哉？英特邁往、不屑於流俗、聲色利達之習、介然無毫毛得以入於其心、潔白之操、寒於冰霜、公之質也。掃俗学之凡陋、振弊法之因循、道術必為孔孟、勳績必為伊周、公之志也」といっている。同時に、王安石の変法と学術は法度に偏っており、本末転倒していることも指摘しているが、旧法党は王安石の真の誤りを見通さなかつたため「新法之罪、諸君子固分之矣」⁶⁰⁾とも評論している。この文章は陸九淵本人によって「王文公祠記、乃是断百余年未了底大公案、自謂聖人復起、不易吾言」⁶¹⁾とされた自信作である。

淳熙二年（1175）に行われた鵝湖の会の後、朱陸の争いは表面化し、頻繁化していった。淳熙十四年の「無極太極之辯」について、翌年「荆国王文公祠堂記」によって朱陸及びその門人の間で再び論争が起こった。朱熹は劉孟容宛の書信で「臨川近説愈肆、荆舒祠記曾見之否？此等議論皆学問偏枯、見識昏昧之故、而私意又從而激之」⁶²⁾と批評したが、この文章の全体を否定したわけではない。門人の呉琮に「万世之下、王臨川当作如何評品」と聞かれた時、朱熹は

56) 朱熹、前掲注51、第七十卷、7頁 a-13頁 b。

57) 「説両陳諫議遺墨」について、夏長朴『『其所謂「道」非道、則所言之違不免与非』—朱熹論王安石新学』、『中国史研究』第4号、2009年）88-97頁。

58) 吾妻重二「論周惇頤—人脈・政治・思想」、前掲注54、24-26頁。

59) 顧宏義「朱熹『三朝名臣言行録・丞相荆国王文公』征引文献探析」（『中国典籍与文化』第3号、2009年）70-74頁。

60) 「荆国王文公祠堂記」、陸九淵『陸九淵集』第十九卷（中華書局、1980年）232頁。

61) 陸九淵、前掲注60、7頁。

62) 朱熹、前掲注51、第五三卷、1頁 a-b。

「陸象山嘗記之矣，何待它人問」⁶³⁾と答えた。二つの評論は矛盾しているように見えるが、実はそうとも限らない。周建剛の分析によれば、陸九淵は「發明本心」だけを重視する立場から王安石を「重末輕本」と批判したが、それに対し、朱熹は「格物致知」を重視し「易簡」の傾向に反対する点から「祠堂記」を否定したという⁶⁴⁾。この根本的な分岐が存在するため、朱陸没後、その門人後学も「祠堂記」をめぐる論争を続けていった⁶⁵⁾。

(3) 他の学者の王安石評価

南宋中期の学者においては、朱陸の王安石評価がとりわけ影響力が強いが、他に王安石と新法について評論した学者も少なくなく、それぞれみずからの学問的思考が表れているので、ここでその一部を紹介する。

張栻は朱熹と違って、王安石を全体として厳しく批判したと言える。たとえば、新学について、「熙寧以来、人才頓衰於前、正以王介甫作壞之故。介甫之学、乃是祖虚無而害实用者、伊洛諸君子盖欲深救兹弊也」⁶⁶⁾と述べるとおりである。

浙東学派は「経世致用」を重視することで知られており、その学術的思考は政策に連動することが多い。薛季宣・陳傅良・陳亮・葉適の王安石評価について綿密な考察を行った李華瑞によれば、薛季宣は免役法の弊害を指摘した。陳傅良は南宋の賦課の負担が重いことを熙寧新法にまで遡らせたが、新法を全面的に否定すべきではないとも述べた。葉適は祖先の法度を重視し、それを変更したのは王安石の罪であると認識していた。陳亮は改革そのものには反対しないが、王安石は集権という核心の問題を解決できなかったと批判していた⁶⁷⁾。

また、主に寧宗朝に活躍した李壁は李熹の子であるが、父親の立場を受け継がずに、王安石の詩作を熱愛して『王荆公詩注』という書を著し、その中でしばしば王安石を弁護している⁶⁸⁾。

三、地方行政の角度から

熙豊新法は神宗朝の重要な政治遺産である。北宋の後期で変革が繰り返して行われたが、その一部は反王安石が主流思想となったのにかかわらず、南宋になっても施行された。行政的実践を通して、南宋の官僚は政策に対する認識も深めていったと推測できる。そして、このよう

63) 黎靖徳輯、前掲注30、第一百三十卷、3101頁。

64) 周建剛「陸九淵『荆国王文公祠堂記』与朱陸學術之爭」(『江西師範大學學報(哲學社會科學版)』第2号、2013年) 54-58頁。

65) 朱陸門人の「祠堂記」をめぐる論争について、楊高凡「陸九淵『荆国王文公祠堂記』刍議—兼論朱、陸之爭」(『宋史研究論叢』2号、2016年) 169-189頁。

66) 張栻『南軒先生文集』第十九卷(華東師範大學出版社、2010年) 301頁。

67) 李華瑞、前掲注32、49-64頁参照。

68) 符云輝「南宋的王安石論」(復旦大學修士論文、2001年) 14-16頁参照。

な政策に関する評論はしばしば王安石と新法に言い及んでいるため、ここでは地方行政の面からの王安石評価について考察したい。

1. 行政実践と反王安石の立場の結合

一部の官僚は政策の変更を求める時に反王安石の政治立場を利用した。たとえば、保甲法は南宋初期でも施行されていたが、胡舜陟はそれに反対し、紹興五年（1135）に以下のように上書している。

伏観熙寧間、王安石当国、變祖宗画一之制、創立新法、而保甲居其一。……元豊年、諸路盜賊蜂起、皆保甲為之。本欲御寇、乃自為寇、善良受患、惡少得志。至元祐間、司馬光秉政、一切罷去、民獲蘇息、盜亦銷弭。……今民遭差役者、如驅之就死地、必多方曲計、以囟苟免。吏緣為奸、賊跡狼藉。富者以賂逃役、貧者拳家遠遁。臣出守五郡、每視訟牒之中、理訴差役、十常七八。民之惡役如此、未嘗不為之痛心。窃原立法之意、不過欲便於捕盜耳。然盜之小者、雖無此法、隣里利害所同、必能協力掩捕。盜之大者、使有此法、豈足以当之。近時淮西劇寇充斥、保甲皆為俘擄、未聞有一県一郷而能捍御者。於盜則不能擒制、於民則徒有騷擾、豈若祖宗時者長壯丁之為利乎⁶⁹⁾。

ここでは保甲法の撤廃を求めるため、まず保甲法が熙寧新法の一部ということを示し、それが元豊年間の盜賊問題をもたらしたと示し、さらに自分の行政実践とからめて、保甲法の現実的害悪について論じている。このほか、「祖宗」という言葉が二度と使われているのは、「祖宗之法」を維持する角度から新法の合理性を否定したと考えられるであろう。

また、新法の政策に対する支持と反王安石の立場が矛盾しない場合もある。紹興八年、李光は常平司の再開を請い、「常平之法、本出於漢耿壽昌。今州縣錢穀、有属常平司者、名色非一、悉総於戸部右曹、今乃以王安石之故而廢之」⁷⁰⁾と上書し、高宗に受け入れられた。ここでは王安石を弁護するのを回避し、常平司は王安石でなく耿壽昌が発明したものと強調しており、このような提案を通して実利主義と反王安石の立場の兼ね合いを保つことができた。

2. 王安石新法の合理性に対する再発見

熙豊年間、多くの新法反対者は新法の施行に参与することを通して新法の政策に対する理解を深め、態度を徐々に変えていった⁷¹⁾。南宋の士人は主に前人の記述から熙寧新法を認識してい

69) 李心伝、前掲注2、第九十六卷、1586頁。

70) 李心伝、前掲注2、第一百二十四卷、2017頁。

71) 熙豊年間の旧法党官僚の思想的变化については、方誠峰『北宋晩期的政治体制与政治文化』（北京大学出版社、2015年）4-8頁参照。

たが、地方官は行政経験を積み重ねるのに伴い、新法の具体的政策に対する認識を深め、その合理性を部分的に肯定する場合もあった。

何湘妃の研究によると、南宋初年、高宗は財政の需要のため呂頤浩を宰相に任命し、呂頤浩は昔蔡京・王黼の下で働いていた官僚を起用した。当時の朝廷は建前として王安石と新法に反対はしたものの、実は新法党の官僚がまだ任用されていた⁷²⁾。この状況下で、新法の政策も一概には廃止されず、検討や実践の上で取捨された。建炎二年（1128）、呂頤浩、葉夢得、孫觀、張澄は常平法について議論したのち、高宗に「此法不宜廢、如免役、坊場亦可行、惟青苗、市易当罷」⁷³⁾と進言し、高宗はそれを受け入れた。また、建炎四年八月、広南西路轉運司提刑司が「今乞罷催稅戸長、依熙豐法以村疇三十戸、每料輪差甲頭一名、催納租稅、免役等錢物、委是經久利便」と上書すると、高宗はそれを受け入れ、両浙、江南東西、荆湖南、福建、広南東路州軍でも施行させた⁷⁴⁾。新法の徵稅制度はその便利さゆえ広く用いられたのであって、朝廷の判断は完全に反王安石の立場に遮られなかったことがわかる。

朱熹も行政実践の中で新法に対して深い考察を行った。乾道四年（1168）、朱熹は飢饉に対応するために、福建路の崇安県で最初に社倉を設けたが、社倉法の実践と探究には青苗法が重要な参考となった。朱熹は「婺州金華県社倉記」で「以予觀於前賢之論而以今日之事驗之、則青苗者、其立法之本意固未為不善也、但其給之也以金、而不以穀。其處之也以県、而不以郷。其職之也以官吏、而不以郷人士君子。其行之也、以聚斂亟疾之意、而不以慘怛忠利之心。是以王氏能以行於一邑而不能以行於天下」⁷⁵⁾と論じた。『朱子語類』にも青苗法について「或問青苗亦自便民、何故人怨。曰：「青苗便是要利息、所以人怨」⁷⁶⁾という発言がある。要するに、朱熹は青苗法の出発点を肯定しつつ、その欠点も詳しく分析し、そこから社倉法を改善する道を探っていたのである⁷⁷⁾。

おわりに

南宋初期、国を失った衝撃のなかで、朝廷は罪を王安石と新法に帰した。そして、政治権力を持つ皇帝と官僚、思想界を主導する学者、筆記を創作する士人は合流して反王安石の強大な勢力を形づくった。そのため、この時期の王安石評価に関しては、これを極端に否定する声が強。しかし、紹興末以降、この反王安石的な立場は基本的に変わらなかったものの、新法党

72) 何湘妃、前掲注31、304-307頁。

73) 李心伝、前掲注2、第十八巻、372-373頁。

74) 朱瑞熙「宋朝郷村催稅人的演變—兼論明代糧長的起源」(『河北大学学报(哲学社会科学版)』第一号、2016年)3頁。

75) 朱熹、前掲注51、第七十九巻、17頁a-18頁b。

76) 黎靖徳輯、前掲注30、第二十六巻、666頁。

77) 張全明「青苗法与社倉制比較芻議」(『史学月刊』第一号、1994年)39-61頁。

と新学の衰退に伴って、朱熹・陸九淵に代表される一部の学者が自己の学術的思考に基づき、王安石に対してより冷静かつ子細に評価した。また、皇帝と官僚は主に実利主義によって行動するためであろう、新法の政策を一概に廃止せず、その具体的な効果によってこれを取捨した。

高宗によって定められた制度と歴史観は基本的に後の南宋皇帝に引き継がれたが、その影響は南宋だけに限らない。王安石と新法に関する史料はほぼ南宋中期までに定着したため、後人の王安石に対する認識もその反王安石的な傾向に大きく影響されることになった。また、朱子学の発展に従って、事功より内面的な徳性を重視する立場からの王安石評価は清代に至っても主流な観念であり続けたのである。

本稿で考察したように、1980年代以来、南宋における王安石評価をめぐっては政治史・思想史・礼制史・文学史など多方面における研究がなされてきた。しかし、これらの研究では特定の集団の王安石評価を分析するものが主流であり、諸方面の評価を有機的に総合する研究はまだ十分とは言えないと思われる。また、王安石新法期の政策は神宗朝の重要な政治遺産として南宋ではどのように評価され、受け継がれていたかについてはまだ詳細な分析が見られず、検討の余地があると考えられるのである。